

平成十五年文部科学省令第十七号

五年

文部科学省関係構造改革特別区域法施行規則
構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）第十三条第一項及び第三十八条の規定に基づき、並びに同法及び構造改革特別区域法施行令（平成十五年政令第七十八号）を実施するため、文部科学省関係構造改革特別区域法施行規則を次のように定める。

（学校教育法の特例関係） 一条 構造改革特別区

第一條 構造改革特別区划法（以下「法」といふ。）第十二条第三項に規定する業務状況書類等は、貸借対照表、損益計算書及び事業報告書（これらの中の作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子的計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において同じ。）とすらる。

2 学校設置会社（法第十二条第一項に規定する学校設置会社をいう。以下同じ。）は、毎事業年度終了後三月以内に、その事業年度の前項の業務状況書類等を作成し、三年間その設置する学校に備えて置かなければならない。

第二条 法第十二条第四項第二号の文部科学省令で定める方法は、電磁的記録に記録された事項

号) 第四条第一項の認可を受けようとするとき

又は同条第二項の届出を行おうとするときに行
出すべき書類、書類の様式及び提出部数は、大
学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等
に関する規則（平成十八年文部科学省令第十二
号）に定めるもののほか、文部科学大臣が別に
定める。

第五条 第一条及び第二条の規定は、学校設置非
営利法人（法第十三条第二項に規定する学校設

第五条		第一条及び第二条の規定は、学校設置非営利法人（法第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人をいう。次条において同じ。）が学校を設置する場合について準用する。この場合において、第一条第一項中「第十二条第三項」とあるのは「第十三条第三項において準用する第十二条第三項」として、「第十二条第四項第二号」とあるのは「第十三条第三項において準用する第十二条第四項第二号」と読み替えるものとする。	
号	第五十一条	二十二年	第六条
号三	第二の条五十第	又は学校法人（私立の幼稚園を設置する学校法人又は学校法人を設置する学校法人）を設置する学校法人（構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）第十三章第二項に規定する学校設置非営利法人をいう。以下この項において同じ。）以外の法人及び個人（法人を含む。）を含む利法人。	学校設置非営利法人に関する次の表の第一欄に掲げる文部科学省令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。
都道府県知事	都道府県知事（学校設置非営利法人の設置するものにあつては、構造改革特別区域法第十三条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長）	又は学校法人（私立の幼稚園を設置する学校法人又は学校法人を設置する学校法人）を設置する学校法人（構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）第十三章第二項に規定する学校設置非営利法人をいう。以下この項において同じ。）以外の法人及び個人（法人を含む。）を含む利法人。	学校設置非営利法人（法第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人をいう。次条において同じ。）が学校を設置する場合について準用する。この場合において、第一条第一項中「第十二条第三項」とあるのは「第十三条第三項において準用する第十二条第三項」として、「第十二条第四項第二号」とあるのは「第十三条第三項において準用する第十二条第四項第二号」と読み替えるものとする。

設置基準二	高等学校第一	都道府県知事	都道府県知事（学校設置基準二）
都道府県知事	都道府県知事（学校設置基準二）	同じ。）	當利法人にあつては、構造改革特別区域法第十三条规定による認定を受けた地方公共団体の長。（次条及び第二十七条において）

独立行政第十二中学校（高等職業能力開発短期大学校）に関する省令	日本学年二項第一号	政法人一一条第一款第一項第一款等の高等部開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条等専門学校、大学、大学院の高等課程若しくは専門課をいう。以下同様。	第七条の二 職業能力開発短期大学校において行う特定高度職業訓練を修了した者が法第十四条第一項の認定に係る大学に編入学する場合における次の表の第一欄に掲げる文部科学省令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。	
			4 前項の規定により自ら評価を行っては、職業能力開発短期大学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。	5 職業能力開発短期大学校は、第三項の規定により自ら行う評価の結果を、法第十四条第一項の認定を受けた地方公共団体に報告するものとする。
第一条 第二十 三条 号)	日本学年二項第一号	政法人一一条第一款第一項第一款等の高等部開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条等専門学校、大学、大学院の高等課程若しくは専門課をいう。以下同様。	4 前項の規定により自ら評価を行っては、職業能力開発短期大学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。	5 職業能力開発短期大学校は、第三項の規定により自ら行う評価の結果を、法第十四条第一項の認定を受けた地方公共団体に報告するものとする。
第二十条 第一条 第二十 三条 号)	日本学年二項第一号	政法人一一条第一款第一項第一款等の高等部開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条等専門学校、大学、大学院の高等課程若しくは専門課をいう。以下同様。	4 前項の規定により自ら評価を行っては、職業能力開発短期大学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。	5 職業能力開発短期大学校は、第三項の規定により自ら行う評価の結果を、法第十四条第一項の認定を受けた地方公共団体に報告するものとする。
第二十二条 第一条 第二十 三条 号)	日本学年二項第一号	政法人一一条第一款第一項第一款等の高等部開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条等専門学校、大学、大学院の高等課程若しくは専門課をいう。以下同様。	4 前項の規定により自ら評価を行っては、職業能力開発短期大学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。	5 職業能力開発短期大学校は、第三項の規定により自ら行う評価の結果を、法第十四条第一項の認定を受けた地方公共団体に報告するものとする。

二 二 項 及 第 一 号		二 三 項 及 第 二 号		二 四 項 及 第 三 号		二 五 項 及 第 四 号		二 六 項 及 第 五 号		二 七 項 及 第 六 号		二 八 項 及 第 七 号		二 九 項 及 第 八 号		二 十 項 及 第 九 号		二 十一 項 及 第 十 号			
第一 項 及 第 一 号	第二 項 及 第 二 号	第三 項 及 第 三 号	第四 項 及 第 四 号	第五 項 及 第 五 号	第六 項 及 第 六 号	第七 項 及 第 七 号	第八 項 及 第 八 号	第九 項 及 第 九 号	第十 項 及 第 十 号	十一 項 及 第 十一 号	十二 項 及 第 十二 号	十三 項 及 第 十三 号	十四 項 及 第 十四 号	十五 項 及 第 十五 号	十六 項 及 第 十六 号	十七 項 及 第 十七 号	十八 項 及 第 十八 号	十九 項 及 第 十九 号	二十 項 及 第 二十 号	二十一 項 及 第 二十一 号	二十二 項 及 第 二十二 号
科 校 の 認 定 専 攻 科 へ の 入 学 し て い る 確 認 大 学 等 に 在 学 す る 大 学 校 の 認 定 専 攻 科 は 高 等 専 門 大 学 と 確 認 大 学 等 に 編 入 学 す る 大 学 校 の 認 定 専 攻 科 を 受 け る 確 認 大 学 等 及 び 確 認 大 学 等 に 編 入 学 す る 大 学 校 の 職 業 能 力 開 発 短 期	編 入 学	編 入 学	G P A 等 を い い う	確 認 大 学 等 に 編 入 学	編 入 学	G P A 等 を い い う	構 造 改 革 特 別 区 域	大 学 校 に 編 入 学	職 業 能 力 開 発 短 期	編 入 学	編 入 学	編 入 学	編 入 学	編 入 学	編 入 学	編 入 学	編 入 学	編 入 学	編 入 学	編 入 学	
第一 項 及 第 一 号	第二 項 及 第 二 号	第三 項 及 第 三 号	第四 項 及 第 四 号	第五 項 及 第 五 号	第六 項 及 第 六 号	第七 項 及 第 七 号	第八 項 及 第 八 号	第九 項 及 第 九 号	第十 項 及 第 十 号	十一 項 及 第 十一 号	十二 項 及 第 十二 号	十三 項 及 第 十三 号	十四 項 及 第 十四 号	十五 項 及 第 十五 号	十六 項 及 第 十六 号	十七 項 及 第 十七 号	十八 項 及 第 十八 号	十九 項 及 第 十九 号	二十 項 及 第 二十 号	二十一 項 及 第 二十一 号	二十二 項 及 第 二十二 号

「いう」とあるのは、「いい、構造改革特別区画整備法（平成十四年法律第八十九号）第十九条第一項の規定による認定を受けた市町村（以下「認定市町村」という。）の教育委員会が同法第十九条第一項各号に掲げる者に授与する特別免許状にあつては、その免許状を授与した認定市町村をいう」と、同令第三条第一項中「都道府県教育職員免許状再授与審査会（）とあるのは、「都道府県教育職員免許状再授与審査会（構造改革特別区画整備法第十九条第一項の規定により教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律第二十二条第二項を読み替えて適用する場合にあつては市町村教育職員免許状再授与審査会。」と、「教育委員会」とあるのは「教育委員会規則」とあるのは「教育委員会規則（市町村教育職員免許状再授与審査会の組織及び運営にあつては、当該審査会を設置する認定市町村の教育委員会規則）」とする。
（私立学校法の特別関係）

第十一条 法第二十条第三項第一号の文部科学省令で定めるものは、次に掲げる事項（幼稚園については第一号に掲げる事項を除く。）とする。

一 学科、専攻科及び別科並びに課程の組織に関する事項

二 学級の編制に関する事項

三 教職員の編制に関する事項

四 入学に関する事項

五 法第二十条第四項第一号から第四号まで及び第五項第一号並びに前各号に掲げるもののほか、同条第一項に規定する公私協力学校の設置及び運営に関する重要事項として同条第三項に規定する協力地方公共団体（以下単に「協力地方公共団体」という。）の長が認めるもの

第十二条 法第二十条第一項に規定する協力学校法人（以下単に「協力学校法人」という。）は、同条第十一項の規定により公私協力年度計画（以下同じ。）の認可を受けようとするときは、協力地方公共団体の長が定める期日までに、次に掲げる事項を記載した公私協力年度計画を作成し、協力地方公共団体の長に提出しなければならない。

四三二 授業料等の納付金の額
学級の数及び規模
教職員の数及び配置

六五
入学者の選抜方法
前各号に掲げるもののほか、公私協力基本
規則の参考とし、西日本

二二二

(平成十五年法律第百十二号) 第三十三条の三の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を文部科学大臣に提出しなければならない。

一 当該国立大学法人が貸し付ける土地等（次

項において「土地等」という。) の所在地
二 当該貸付けの方法及び期間

三 その他の文部科学大臣が必要と認める事項
2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 土地等の配置及び規模を示す図面
二 当該貸付けに係る契約の契約書案
三 その他付属して貰ふ必要に忍する書類

三 その他の言語学的問題が記載される書類
附 則

第一条 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。
(平成十五年度における大学の設置等の認可の

第二条 申請手続等に関する規則の特例)
平成十五年度に限り、学校設置会社に関する大学の設置等の認可の申請手続等に関する

規則第一条の規定の適用については、同条第一項中「四月三十日」とあるのは「十月三十一日」に代へ、同条第二項中「四月三十日」に代へ、「十月三十一日」に代へ

「日」とし、同条第一項中「一月三十日」とあるのは「十二月十日」とする。

この省令は、平成十五年十月一日から施行する。
省令第三七号

附 則（平成一六年三月三一日文部科学省令第一五号）抄
（施行期日）

第一条 この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 告（立於一九五一年三月三日又音和字）
省令第二〇号）抄
(施行期日等)

附則（平成一六年三月三一日文部科学省令）

省令第二四号
この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成一六年四月三〇日文部科学省令第三三号）

この省令は立法院一月一日から施行する。

<p>附 則 (平成一六年八月三一日文部科学省令第三九号)</p> <p>この省令は、平成十六年十月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成一六年二月一七日文部科学省令第四四号)</p> <p>この省令は、平成十六年十一月十七日から施行する。</p> <p>附 則 (平成一六年二月二二日文部科学省令第四五号)</p> <p>この省令は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成一七年九月一日文部科学省令第三九号)</p> <p>この省令は、平成十七年九月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成一七年九月三〇日文部科学省令第四六号)</p> <p>この省令は、平成十七年十月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成一八年三月三一日文部科学省令第二三号)</p> <p>この省令は、平成十八年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成一八年四月二八日文部科学省令第二六号)</p> <p>この省令は、会社法の施行の日（平成十八年五月一日）から施行する。</p> <p>附 則 (平成一八年六月二六日文部科学省令第二九号) 抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この省令は、平成十八年七月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成一九年三月三〇日文部科学省令第一〇号) 抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この省令は、平成十九年四月一日から施行し、この省令による第三条の改正規定は、平成十八年四月一日から適用する。</p> <p>附 則 (平成一九年一二月二五日文部科学省令第四〇号) 抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年十二月二十六日）から施行する。</p>	<p>附 則 (平成二三年一月二九日文部科学省令第四一号)</p> <p>この省令は、平成二十三年十一月三十日から施行する。</p> <p>附 則 (令和四年三月一八日文部科学省令第五五号) 抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この省令は、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の施行の日から施行する。</p> <p>附 則 (令和四年八月三一日文部科学省令第二八号)</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この省令は、構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。</p> <p>附 則 (令和五年三月三一日文部科学省令第一八号) 抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この省令は、令和五年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (令和六年三月二九日文部科学省令第九号) 抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この省令は、令和六年四月一日から施行する。</p>
--	---